

2017年12月20日

「データ利活用促進に向けた検討 中間報告（案）」に対する意見

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス¹（以下「BSA」）は、経済産業省 産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会により取りまとめられた「データ利活用促進に向けた検討 中間報告（案）」（以下「本報告」という。）に対して以下の通り意見を提出します。

BSAは、今般、本報告において、不正競争防止法における技術的制限手段回避に関する規定の改正にかかる考え方を貴省が取りまとめられたことに敬意を表します。BSA は、本報告第二章「技術的な制限手段による保護について」に示された、今後の不正競争防止法改正の方向性について全面的に賛同し、以下、いくつかの点についてより具体的に意見を述べます。

BSA会員企業は、革新的な技術開発に多くのリソースを投入し、世界におけるデジタル経済を牽引しています。BSA会員企業は、毎年、多額の研究開発投資を世界中で行っており、この投資は、イノベーションと製造のエコシステムを支え、企業から個人に至るまで全ての者に利益をもたらしています。ソフトウェア製品及びサービスの知的財産保護は、このエコシステムに必要不可欠な要素であり、BSA会員企業は、引き続きイノベーションをもたらすデジタル経済を発展させるために、知的財産保護に大きく依存しています。

「第二章 技術的な制限手段による保護について」（13頁-15頁）

「1. 必要性」について

ソフトウェア業界におけるビジネスモデルの変化：本報告が指摘するとおり、平成11年に現行の不正競争防止法における技術的制限手段の保護に関する規律が導入されて以降、

¹ BSA | The Software Alliance (BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス) は、グローバル市場において世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体です。BSA の加盟企業は世界中で最もイノベーティブな企業を中心に構成されており、経済の活性化とより良い現代社会を築くためのソフトウェア・ソリューションを創造しています。ワシントン DC に本部を構え、世界 60 カ国以上で活動する BSA は、正規ソフトウェアの使用を促進するコンプライアンスプログラムの開発、技術革新の発展とデジタル経済の成長を推進する公共政策の支援に取り組んでいます。BSA の活動には、Adobe, Amazon Web Services, ANSYS, Apple, Autodesk, AVEVA, Bentley Systems, CA Technologies, Cisco, CNC/Mastercam, DataStax, DocuSign, IBM, Intel, Microsoft, Oracle, salesforce.com, SAS Institute, Siemens PLM Software, Splunk, Symantec, The MathWorks, Trend Micro, Trimble Solutions Corporation 及び Workday が加盟企業として参加しています。詳しくはウェブサイト (<http://bsa.or.jp>) をご覧ください。

ソフトウェア業界のビジネスモデルは、大きく変化しました。以前は、ソフトウェアが記録された CD-ROM や DVD といった物理的なメディアを提供するパッケージによる提供が中心でしたが、最近では、オンラインでインストール用のファイルをダウンロードする方法でソフトウェアを提供する形態に移行しています。多くのソフトウェア企業は、ユーザーが適法に入手したソフトウェアを使用することを確認するため、ライセンス認証の仕組みを取り入れています。ライセンス認証は、技術的な手段によって、ソフトウェアへのアクセス及び利用の権限を有する適法なライセンシーであるか否かの確認を行う仕組みです。かかる技術的手段は、技術革新やソフトウェアへの投資を保護しながら、場合によっては無料を含む多様な対価設定でユーザーにきめ細かな選択肢を提供することを可能とするために、ソフトウェア企業にとって重要なものです。例えば、あるバージョンは、学生や教育機関向けに提供されています。また、あるバージョンは、無料の体験版として提供され、体験版期間終了により製品版に変更する際に料金の支払いが必要となります。

以上のようなソフトウェア業界におけるビジネスモデルや技術の進展に対応して、技術的制限手段の保護の規律を整備することが非常に重要であると考えます。

「3. 技術的制限手段の対象の明確化」について

技術的制限手段の定義について、アクティベーション方式による技術的手段が含まれることを明確化すべきとの案に賛同します。

あるソフトウェアが体験版であるか、製品版であるか、使用が期間内か、認証に使われたのは適正なシリアルコードであるか、などを判別する方法は、各ソフトウェアの権利者が採用するものによって詳細は異なるものの、一般に、前述のライセンス認証システムにおいては、本報告に記載されるアクティベーション方式を採用しています。そして、インターネットオークションを中心に、電商取引のウェブサイトにおいて、アクティベーションを回避するシリアルコードやクラックプログラム²が多数販売されることにより、ソフトウェア業界は、多大な被害を受けています。販売されているシリアルコードやクラックプログラムは、利用権限がないにもかかわらず不正にソフトウェアを利用できるようにするものです。インターネットオークションへのその出品数は、BSA が BSA の会員企業分に限って探知しているだけで、1月あたり数千件から数万件に及びます。

BSA の会員企業である各ソフトウェア権利者は、クラックプログラムの販売に関してエンフォースメントを行うため、不正競争防止法違反として刑事及び民事において事件化を試みてきましたが、不正競争防止法違反を理由とする複数の有罪判決及び権利者に対する損害賠償を認める民事判決が出されている反面³、起訴に至らないケースも複数発生し、当

² クラックプログラムとは、ソフトウェアに組み込まれたファイルの情報を書き換えて認証サーバーへの接続を妨げ、かつ、正規の認証情報と同様の特徴を有する電子情報を偽造してデバイスに記録するなどして、正規のライセンス認証の仕組みを経ることなく、何ら制限のない製品版としてインストールしたソフトウェアを実行し続けることを可能にするもの

³ 平成 26 年 12 月 5 日宇都宮地方裁判所判決 <http://bsa.or.jp/news-and-events/news/bsa20141205/>

該不正な販売がそのまま放置される結果となっています。その原因は、不正競争防止法の技術的制限手段の定義（法第 2 条 7 項）の解釈について限定的な立場が採用されるためであると考えています。従って、本報告に基づく不正競争防止法上の技術的制限手段の定義の見直しにより、アクティベーション方式による技術的手段が含まれることを明確化していただくことで、前述のクラックプログラムの販売に対するエンフォースメント上の問題が解決し、権利者が十分に自己の権利を守ることができるようになるものと期待し、本報告の案に賛同します。もっとも、今後、技術の進展に伴い、ソフトウェア業界において新しい認証システム等が取り入れられ、技術的制限手段の定義と不整合になることも考えられることから、定義については、継続的に不断の見直しを行っていただけるようお願い致します。

「5. 技術的制限手段を無効化する情報の提供行為」について

現行法上、不正競争行為として「プログラム」の譲渡等は対象となっておりますが（法 2 条 1 項 11 号及び 12 号）、認証情報自体の譲渡等は、不正競争行為として規定されておられません。

シリアルコードの販売者は、各権利者が調査したところ、不正の手段（不正アクセス等）によりシリアルコードを入手しています。そして、譲渡を受けた利用権限を有しない者が、当該シリアルコードを入力すると、認証システムは、権限ある者からの認証の要求であると認識してプログラムを実行可能にします。このようなシリアルコードの譲渡者を罰することができなければ、かかる販売態様が増大するとともに、ソフトウェアの不正使用も増加し、ソフトウェアの各権利者への被害が拡大することになります。

従って、不正競争防止法を改正し、権利者から許諾を受けていないシリアルコードその他のライセンス認証情報の不正な譲渡等について不正競争行為とすべきとの提案に賛同します。

以 上